

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。

平成 23 年 8 月 26 日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

1 実施期間

平成 23 年 10 月 3 日（月曜日）から同月 5 日（水曜日）までの 3 日間（各日とも午前 8 時から午後 5 時 30 分まで）

2 実施場所

雇用・能力開発機構佐賀センター（佐賀市兵庫町大字若宮 1042 番地 2）

3 受講定員

20 人（先着順とする。）

4 受講申込手続

(1) 受講申込書の受付期間

平成 23 年 9 月 12 日（月曜日）から同月 16 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受講申込書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。

なお、申込時に申込者の本人確認を行いますので、申込者の本籍及び氏名を確認できる資料並びに印鑑を持参してください。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルの顔写真 1 枚

を貼り付けること。) 1通

イ 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、申込者本人の記名及び押印がある委任状 1通

5 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

38,000 円

(2) 納付方法

講習手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、納付された講習手数料は、返還しません。

6 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市卸本町5番30号)に委託して行います。

7 その他

講習を受ける際は、筆記用具、ノート類及び印鑑を持参してください。

8 問い合わせ先

最寄りの警察署、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話番号 0952-24-1111 内線 3033 又は 3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話番号 0952-38-2016)